

2012年度事業計画

テーマ

貧困なきアジアと世界のために、アジアの人々の連携を強めよう！

基本方針

本会は新年度の開始と同時に新公益社団法人としての初年度を迎える。そのため各事業の実施に際しては、不特定ならびに多数の公益性を重要視し、新たに規定したコンプライアンス・ガバナンスルールに基づき行うものとする。

昨年度の本会活動は、東日本大震災の支援活動に終始した感がある。加えて、東日本大震災の影響や欧州の経済危機、長引く経済不況、少子高齢化などの影響により、日本の国際協力・支援環境が大きく変化しつつある。幸い、本年度からは公益法人として、寄付金に対し税制上の優遇措置が受けられることにより、支援者にとっては本会の各種支援活動への協力環境がよくなったといえる。これを新たな支援者獲得の好機と捉えている。とはいえ、日本の生活環境の変化と今後の日本の経済環境を見据えたうえで、本会に実現を求められている以下の事業計画を組んだ。

海外支援事業においては、本会支援活動の基本である、基本的生存条件の確立(水、衛生、栄養、教育、環境など)を軸に、自助自立に向けての支援プロジェクト、プログラムの形成と現地NGOの運営能力の強化、現地住民の自立に向けた啓発教育活動に力を注ぐ。国内事業においては、本会の活動・事業の知名度を高めるための全国レベルのネットワーク形成・強化のための諸活動及びイベント、普及啓発活動などを実施していく。

事業計画概要

・公益目的事業1 (開発支援事業)

“渴くアジアと世界に水を！”のスローガンの下、飲料水供給(井戸建設)を軸にベーシックニーズ(水、衛生、栄養、教育、環境)の支援をする。これと同時に村落内における自助グループやリーダー育成における啓発活動を強化し、農村におけるキャパシティを高め、コミュニティの自助自立を強化していく。

A. 『水事業』 —安全な飲料水供給を目指した井戸建設支援事業—

安全な飲料水確保を通して水くみの重労働からの解放と衛生・健康の改善を図る。本年度の水支援事業は現地からの要請をもとに緊急性等必要性を精査し、現在以下の61基を予定している。

インド	5基
インドネシア	1基
カンボジア	18基
ネパール	10基
スリランカ	7基
フィリピン	10基
ミャンマー	2基

ラオス	3基
バングラデシュ	5基

B. 『子ども事業』 — 貧困層の子どもたちの生活向上を目指した各種支援事業

教育へのアクセスが困難な子どもたちへの初等教育支援を通じた教育の普及を実施。

1. 初等教育普及・向上事業

経済的貧困層の子どもが通う学校及び保育園を支援すると同時に、制服・教材などの一部を支援。
(インド、インドネシア、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、フィリピン)

2. 教育環境整備支援

寮の改修及び新設、校舎の修繕、校内用品の修理・再購入、及び植林などを通じた環境整備支援の実施。(インド、ネパール等)

3. HIV/AIDS 子ども生活自立支援

HIV・AIDSを発症・影響下にいる子どもを対象に定期医療支援、感染予防啓発教育支援、生活改善を実施する。これらの支援を通して、初等教育が受けられるような生活自立の支援を実施。(インド)

4. 栄養改善・ストリートチルドレンの保護

経済的貧困層の子どもへの教育機関を通じた給食を通じた栄養改善プログラムや、ストリートチルドレンの保護を実施する。(ネパール、フィリピン)

5. その他、特に必要とされる事項の実施

C. 『貧困対策事業』 — 自助自立を目指して、収入・雇用を生み出す各種支援事業 -

1. 農村における自立支援

- (1) 婦人の相互扶助グループを通じたマイクロクレジット支援 (インド)
- (2) 農村グループを通じたマイクロクレジット支援 (カンボジア)
- (3) 牛の銀行・養蜂を通じた小規模地場産業育成支援 (ネパール)
- (4) 農村住民参加における地域開発支援 (スリランカ)
- (5) 職業訓練学校における環境整備 (インド)
- (6) ローカルスタッフの能力開発・訓練 (インド、カンボジア、バングラデシュ)
- (7) 農村生活上の困難(医療、貧困、法律相談、悩み等)における貧農民の社会的アクセスを助ける地域生活救援センター (Community Help Center) の設置準備 (インド)
- (8) 職業訓練校の寮の建設支援 (ミャンマー)
- (9) 農業育成と種の購入、農業組合育成指導 (インドネシア)

2. 保健衛生指導

- (1) 保健衛生指導及び、医療の向上プログラムの実施 (ネパール)
- (2) ヒ素の身体影響を軽減させるための栄養指導教材の普及 (バングラデシュ)
- (3) 農村における地域医療の改善支援 (中国)

3. その他、特に必要とされる事項の実施

D. 『環境事業』 —環境保全、再生エネルギーの導入に必要な各種支援事業—

1. 植林・水源涵養林養育支援

- (1) 植林・水源涵養林養育支援 (フィリピン)
- (2) コミュニティフォレストリー支援(ネパール)

2. 環境改善・国際グリーンスカウト(市民環境保全)活動の推進

- (1) 国際グリーンスカウト運動の推進 (インド、フィリピン、ネパール、タイ)
- (2) 環境教育 (インド、ネパール)

3. 再生可能エネルギー資源活用支援事業

- (1) 再生可能エネルギー資源(バイオガスプラント)の設置、及び普及支援 (ネパール)

4. その他、特に必要とされる事項の実施

E. サイクル・エイド事業

1. サイクル・エイド(放置自転車のリサイクル・海外活用)支援事業 (フィリピン、タイ)

. 公益目的事業 2 (国際交流事業)

アジア各地のNGOとの協力を高め、貧困削減という大きな課題解決のためのビジョン、情報、技術などの共有化を図り、貧困から派生する様々な問題を解決し、自助自立できるコミュニティを形成していく。

A. 人材交流・育成事業(一般公募)

1. 奨学金支援

アジアの農村・地域開発に携わる人材育成の一環として社会開発に役立つ人材の育成を図る。
(バングラデシュ)

2. 海外研修生及びボランティア研修生

3. 日本語教師派遣

B. ネットワーク推進事業(国際会議、国際体験交流)

1. 国際会議

第23回アジア国際ネットワークセミナー

テーマ: 防災コミュニティ形成に向けて

開催地: ラオス、ピエンチャン県

開催日: 2012年10月31日～11月5日(日程調整中)

2. 「アジアフレンドシップ基金」参加

アジアの社会発展のための国際共通基金の募金に協力する。

3. 国際体験交流(人材育成を目的とした海外スタディセミナー、ワークツアー等の実施)
(インド、インドネシア、スリランカ、タイ、ベトナムへのツアーを実施予定)

・公益目的事業3 (生活支援事業)

昨年度同様、東日本大震災の被災者の生活復興支援事業を継続する。また、アジアの国会活動地域内における、自然災害において被害規模及び状況を判断しながら、緊急・災害復興支援を実施する。

・公益目的事業4 (普及啓発事業)

今回の公益社団法人としての認定は、国会発展の好機である。会員・寄付者などこれまでの支援者に加え、広く一般市民に対して、積極的な普及啓発・広報活動を推し進める。重点とするのは事業活動の公益性とともに、財務の健全性、そして強固なガバナンス・コンプライアンス体制などについてである。またアカウントビリティと透明性の向上を図り、税制優遇のメリットについてもアピールし、それにより新たな会員及び寄付者の拡大を図っていく。

A. 地域広報活動事業(本部活動及び、地区活動、広報、プロジェクト支援、関連市民活動)

1. 国会事業啓発を目的とした「ぞうすい(贈水)の会」活動を全国的規模で実施
「井戸を贈る運動」の広報活動を行う。その他、各関連プロジェクトに対するチャリティプログラムの実施。
2. 全国レベルの国会事業啓発・広報のための「全国キャラバン」の実施(年数回予定)
3. 国会各種活動広報紙発行。海外プロジェクト報告会 / 国際協力ボランティア講座を定期的実施
4. 各種プロジェクト支援を強化するための協力者グループ育成・啓発の実施
5. 国際理解教育講座の実施
6. 国会開発支援事業報告及び広報のための機関誌「アジアネット」及び国内活動情報誌「JAFSプラザ」の発行
(各誌 年4回)
7. アジアへの文化理解を広めるための講座、アジアコミュニティカレッジ(アジア料理教室(年24回)、アジアサロン(年6回)を実施
8. インドへの文化理解を広めるためのインド文化センター講座の実施(年7回)
9. 企業間におけるCSR活動促進を目指した啓発事業の実施
10. 国会の理念、目的達成に繋がる各種活動に参画
11. ホームページ等広報媒体の充実

B. 地球環境保全・啓発教育事業

地球環境保全に向けて、地域・市民レベルにおいて解決していくための諸事業の実施

1. 第29回「土と水と緑の学校(エコロジカル・スクール)」の開催

(青少年、小3～中3対象、8月、和歌山県新宮市)

2. 国際グリーンスカウト国内活動の推進

(エコキャンプ、チャリティーウォーク(ウォーカソン)、地域清掃活動(市町村クリーンUP作戦)を実施)

. 運営管理

1. 社員総会	年1回
2. 理事会	年4回
3. 常任理事会	年6回
4. 理事会各常置委員会	随時(総務・財務は毎月1回、その他の委員会は随時開催)
5. 地区世話人会	各地区において随時開催

. 会員目標

< 目標内訳 >	2012年度目標数
1. 社員(正会員)	270
2. 賛助会員	
(内訳) A. 維持会員	1,000
B. 一般賛助会員	2,000
C. 法人賛助会員	50
D. 団体会員	25
E. ジュニア会員	300
計	3,645

本年度からプロジェクト協力会員を会員数から省きました。